

号外 第34号 平成 26 年 6 月 30 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

〇熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・ (社会福祉課)

規 則

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第32号

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

熊本県生活保護法施行細則(昭和45年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正す

第2条中「の各号」及び「知事の」を削り、同条中第16号を第26号とし、第15号を第25号とし、第14号を第22号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (23) 法第78条第3項の規定により徴収する就労自立給付金費に係る徴収金の額を決
 - 法第78条の2第1項又は第2項の規定により、保護費に係る徴収金の納入に充
- (24) 伝第78条の2第1頃又は第2頃の規定により、保護費に係る徴収金の納入に元てる旨の申出に係る徴収金を徴収すること。 第2条第13号中「第78条」を「第78条第1項」に改め、「保護費」の次に「に係る徴収金」を加え、「定めること」を「決定すること」に改め、同号を同条第21号とし、同条第12号を同条第19号とし、同号の次に次の1号を加える。 (20) 法第76条の2の規定により取得した請求権を行使すること。 第2条第11号を同条第18号とし、同条第10号を同条第17号とし、同条第9号を同条第16号とし、同条第8号中「規定により、」を「規定による」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号中「規定による」

第13号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (14) 法第55条の4第1項の規定により、就労自立給付金を支給すること。 (15) 法第55条の5の規定により、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれら の者の雇主その他の関係人に、報告を求めること。
- 第2条第7号中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改め、同号を同条第11号 とし、同号の次に次の1号を加える。 (12) 法第30条から第37条の2までの規定により、保護を実施すること。
- 第2条第6号中「要保護者の資産状況、健康状態その他の事項について職員」を「要保 護者に対して報告を求め、若しくは当該職員」に、「受けるべきこと」を「受けるべき旨
- 」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。 (10) 法第28条第2項の規定により、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった 者に対して、報告を求めること。

第2条第5号を同条第8号とし、同条第4号を同条第7号とし、同条第3号中「決定すること」を「決定し、これを通知すること」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号中「及び第2項」を削り、「並びに保護の変更を決定すること」を「保護を開始すること」

に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。 (5) 法第25条第2項の規定により、職権をもって保護の変更の決定を行い、これを 通知すること。

第2条第1号中「第24条第1項及び第5項」を「第24条第3項(同条第9項におい て準用する場合を含む。)」に、「並びに保護の変更を決定すること」を「これを通知すること」に改め、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

法第24条第8項の規定により、扶養義務者に対して通知すること。 (3)

第2条に第1号として次の1号を加える。

法第24条第1項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する保護

に係る申請書を受理すること。第6条第1項中「第24条第1項(同条第5項」を「第24条第3項(同条第9項」に 「第25条第2項の通知は、」を「第25条第2項の規定による通知は」に、「第26条 の通知は、」を「第26条の規定による通知は」に改める。 第11条第1項中「第24条第6項」を「第24条第10項」に改める。

附 則 この規則は、平成26年7月1日から施行する。